

周辺の自然環境と調和した
良好な工業環境の形成と
保全をめざして

Achiwa



地区計画の目標

本市北部に位置する当地区は、東名高速道路スマートインターチェンジ整備事業等により広域道路網の有効な活用が図られる地区であり、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業地です。

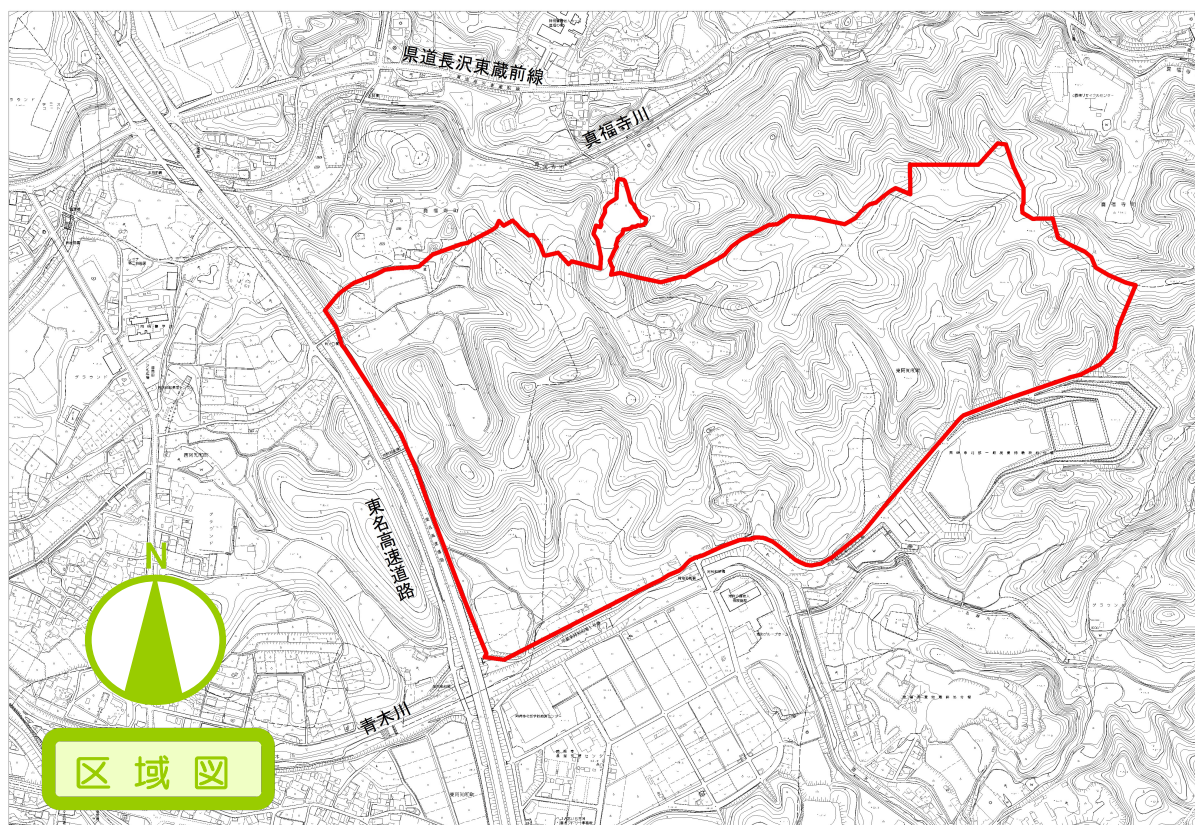
こうしたことから、本計画では、周辺の自然環境と調和し、広域交通利便性をいかした良好な工業環境の形成及び保全を図ることを目標とします。

土地利用の方針

当地区は工場及び流通業務等の土地利用を図ります。

建築物等の整備方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めます。



ルール 1 用 途

工業団地として地区にふさわしくない建築物が混在しないように、下記に掲げる建築物は建築してはならないよう定めています。

- 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 2 カラオケボックスその他これらに類するもの
- 3 公衆浴場

ルール 2 敷地面積

敷地が細分化されることによって、工業用地としての良好な工業環境が損なわれる恐れがあることから敷地の最低面積を下記のとおり定めています。

3,000 m²

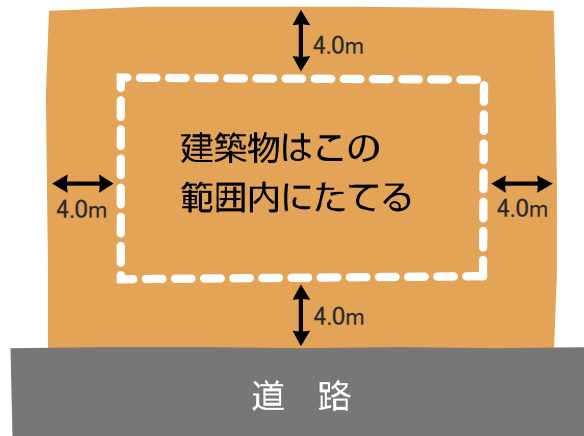
ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 に規定するもの
- 2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項に規定する事業用電気工作物が設置され、発電した電気、蒸気、冷熱、温熱等を供給する施設
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項に規定する再生可能エネルギー源（同項第 5 号に掲げるものに限ります。）による生成物を供給する施設
- 4 道路の附属物（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項に規定する道路の附属物をいう。以下同じ。）
- 5 道路の附属物の管理上必要な施設

ルール 3 壁面の位置

景観に配慮し自然環境との調和を図るため、敷地境界線からの建築物の壁面（外壁又はこれに代わる柱の面）の位置を定めています。

● 道路境界線及び隣地境界線からの位置 4m以上



●ただし、後退距離内でも次のいずれかに該当する場合は建築可能です。

- 1 守衛所の用途に供し、軒の高さ4m以下で、かつ、床面積の合計が100㎡以内であるもの
- 2 前号に該当する建築物に附属する自動車車庫で軒の高さが4m以下であるもの
- 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の4に規定するもの
- 4 道路の附属物
- 5 道路の附属物の管理上必要な施設

ルール 4 建築物等の色彩の制限

周囲の自然環境と調和した街並みをつくりだすため、建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周辺の自然環境と調和のとれた落ち着いた色調とすることを定めています。

阿知和区計画

建築物等の用途 の制限※	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 公衆浴場
建築物の敷地 面積の最低限度※	3,000 m² ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 に規定するもの 2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項に規定する事業用電気工作物が設置され、発電した電気、蒸気、冷熱、温熱等を供給する施設 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項に規定する再生可能エネルギー源（同項第 5 号に掲げるものに限る。）による生成物を供給する施設 4 道路の附属物（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項に規定する道路の附属物をいう。以下同じ。） 5 道路の附属物の管理上必要な施設
壁面の位置の 制限※	道路境界線及び隣地境界線からの後退距離は 4 m 以上であること。ただし、それぞれの後退距離に満たない距離にある建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 守衛所の用途に供し、軒の高さ 4 m 以下で、かつ、床面積の合計が 100 m² 以内であるもの 2 前号に該当する建築物に附属する自動車車庫で軒の高さが 4 m 以下であるもの 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定するもの 4 道路の附属物 5 道路の附属物の管理上必要な施設
建築物等の 形態又は 色彩その他の 意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、周辺の自然環境と調和のとれた落ち着いた色調とする。

※岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

●届出が必要な行為とは

- ・建築物の建築または工作物の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL (0564) 23-6260 FAX (0564) 23-6514